

○京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例

平成16年4月1日

条例第188号

(設置)

第1条 京丹後市の歴史的建造物を保存及び活用することにより、人、もの及び情報の新たな交流の場を創出し、地域住民の福祉の向上及び地域の活性化を図るため、豪商「稲葉本家」を設置する。

(名称及び位置)

第2条 豪商「稲葉本家」の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」

(2) 位置 京丹後市久美浜町3102番地

(施設)

第3条 京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」(以下「稲葉本家」という。)は、次の施設で構成する。

施設の名称	棟数
おもや 母屋	1棟
ぎんしようしや 吟松舎	1棟
たくみどころ 匠処	1棟
くら 蔵	4棟
ひなごもん 雛御門	1棟

(管理及び運営)

第4条 市長は、稲葉本家を常に良好な状態にあるよう管理し、第1条の設置目的に応じて効率的に運営するよう努めなければならない。

(利用の許可)

第5条 施設を専用して利用(以下「専用利用」という。)しようとする者は、規則で定める利用申請書により市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、稲葉本家の管理上必要な条件を付することができる。

(利用者の責務)

第6条 稲葉本家を利用する者は、施設の秩序を維持するため、この条例、この条例に基づ

く規則その他係員の指示に従わなければならない。

(利用等の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、稲葉本家の観覧若しくは専用利用（以下これらを総称して「利用等」という。）を許可しない。

- (1) その利用等が稲葉本家の設置の目的に反するとき。
- (2) その利用等が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用等が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、稲葉本家の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第5条の規定による利用等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第9条 利用者は、稲葉本家を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は稲葉本家の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用等の条件を変更し、若しくは利用等を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用等の許可を受けたとき。
- (3) 利用等の許可の条件又は係員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第11条 稲葉本家の施設の専用利用に係る施設名、利用区分、利用単位及び使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 稲葉本家の施設に備える附属設備の専用利用に係る附属設備名、利用単位及び使用料は、別表に定めるとおりとする。

3 観覧に係る使用料は、無料とする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和4年京丹後市規則第

65号)に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 稲葉本家の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設等の専用利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第10条の規定により利用等の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者又は入館者は、稲葉本家の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復するための費用の額を限度として市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、当該賠償の額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に稲葉本家の管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項に規定する指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 稲葉本家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 稲葉本家の施設内外の原状回復に関する業務

(3) 第5条に規定する施設の利用の許可に関する業務

(4) 稲葉本家の使用料の徴収に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 前項の規定により市長が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条及び第5条、第7条、第9条及び第10条並びに第12条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の管理の基準)

第17条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、この条例及び規則を遵守し、適正に稲葉本家の管理を行うこと。
- (2) 稲葉本家の設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。

(利用料金の収受)

第18条 市長は、相当と認めるときは、指定管理者に、稲葉本家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の久美浜町豪商「稲葉本家」の設置及び管理に関する条例（平成15年久美浜町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月26日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年10月25日条例第36号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の京丹後市弥栄機業センター条例の規定、第2条の規定による改正後の京丹後市織物センター条例の規定、第3条の規定による改正後の京丹後市天女の里交流施設条例の規定、第4条の規定による改正後の京丹後市小町公園条例の規定、第5条の規定による改正後の京丹後市浅茂川温泉静の里条例の規定、第6条の規定による改

正後の京丹後市丹後半島森林公園条例の規定、第7条の規定による改正後の京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の規定、第8条の規定による改正後の京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例の規定、第9条の規定による改正後の京丹後市かぶと山虹の家条例の規定、第10条の規定による改正後の京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例の規定及び第11条の規定による改正後の京丹後市てんきてんき村関連施設条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。

別表（第11条、第18条関係）

1 稲葉本家の施設の専用利用に係る使用料

利用施設	単位		使用料（円）	
			休館日	9：00～22：00
			開館日	17：30～22：00
おもや 母屋	4時間以内	1部屋につき	3,000	
	1時間（4時間を超える場合）		750	
ぎんしょうしゃ 吟松舎	4時間以内	1部屋につき	3,000	
	1時間（4時間を超える場合）		750	
たくみどころ 匠処	4時間以内	1棟につき	5,000	
	1時間（4時間を超える場合）		1,250	

2 稲葉本家の附属設備の専用利用に係る使用料

設備名	単位	使用料（円）	
		休館日	9：00～22：00
		開館日	17：30～22：00
冷暖房器具	1時間	200	

備考

- 1 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- 2 稲葉本家の施設及び附属設備の専用利用の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。
- 3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算

した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。